

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る比率について

1 概 要

北海道夕張市のような地方自治体の財政破綻を未然に防ぐため、平成20年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」といいます。))が施行されました。

財政健全化法では、市の一般会計の決算だけでなく、市の全ての特別会計、一部事務組合(多摩川衛生組合、東京たま広域資源循環組合等)、第三セクター等(土地開発公社、府中文化振興財団等)の決算や借入金残高なども合わせて「地方公共団体の財政の健全性に関する比率」(以下「比率」といいます。))を算定し、地方公共団体の財政の健全性を見ることとしています。算定された比率は、監査委員の審査を受け、議会に報告した上で、公表することが義務付けられています。

算定された健全化判断比率のいずれかが財政の健全性の黄色信号を示す「早期健全化基準」以上の場合には、財政健全化計画を策定するなどの改善努力が義務付けられています。さらに比率が悪化し「財政再生基準」以上の場合には、財政破綻とみなされ、国の関与が強まり、財政再生計画を策定するなどの改善努力が義務付けられています。

また、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画の策定が義務付けられています。

2 財政健全化法に係る比率

(1) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

一般会計等(一般会計、公共用地特別会計、火災共済事業特別会計)を対象とした標準財政規模(市の一般的な歳入規模)に対する実質赤字額の割合。

イ 連結実質赤字比率

すべての会計(一般会計等、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、競走事業会計)を対象とした標準財政規模に対する実質赤字額の割合。

ウ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(下水道事業特別会計・一部事務組合の元利償還金のうち一般会計等で負担すべき額、債務負担行為解消額の一部)の標準財政規模に占める割合。

エ 将来負担比率

標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の大きさ(一般会計等の借入金残高、債務負担行為に基づく支出予定額の一部、下水道事業特別会計・一部事務組合等の借入金残高のうち将来一般会計等で負担すべき額、現在在職している職員が一斉に退職した場合の退職手当負担見込額、市で設立した第三セクター等に対して将来市が負担すべき額など)を示す割合。

(2) 資金不足比率

公営企業(下水道事業、競走事業)ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合。

3 令和元年度決算等に基づく健全化判断比率

(1) 各比率の状況

(単位: %)

区 分	健全化判断比率				資金不足比率	
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	下水道事業特別会計	競走事業会計
令和元年度決算等に基づく比率	—	—	—	—	—	—
()内は参考値	(△4.59)	(△13.64)	2.7	(△69.4)	(△13.4)	(△5.6)
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0		
財政再生基準	20.00	30.00	35.0			
経営健全化基準					20.0	0.0
【参考】府中市における基準	0.00	0.00	8.0	35.0		
【参考】平成30年度決算等に基づく比率	—	—	—	—	—	—
()内は参考値	(△6.38)	(△14.73)	3.0	(△58.7)	(△5.1)	(△5.4)
【参考】平成29年度決算等に基づく比率	—	—	—	—	—	—
()内は参考値	(△5.72)	(△11.64)	2.9	(△53.2)	(△1.8)	(△4.1)

※資金不足比率は「経営健全化基準」が「早期健全化基準」に相当するものとして定められています。

※黒字になりますと、比率は算定されず「—」の表記となります。

※()内は計算により算出された参考数値で、マイナスの値は黒字の割合、将来負担に対する余裕の程度を示しています。

ア. 健全化判断比率

- ①実質赤字比率 一般会計等に赤字額はありませので、比率は算定されませ。
- ②連結実質赤字比率 すべての会計で見ても、赤字額はありませので、比率は算定されませ。
- ③実質公債費比率 平成29～令和元年度の3か年平均で「2.7%」となります。
早期健全化基準は25.0%ですが、18.0%を超えますと、起債を借入するに当たり、国の許可が必要となるなどの制限が掛かりま
す。
令和元年度決算は現在算定中ですので、平成30年度決算で見ますと、全国平均では「6.1%」、東京都26市平均では「1.1%」とな
っています。
- ④将来負担比率 早期健全化基準は350.0%となっていますが、計算上の将来負担見込額はありませので、比率は算定されませ。ただし、
今後、起債の借入残高が増加したり、基金の残高が減少すると、算定される可能性があります。
平成30年度決算で見ますと、全国平均では「28.9%」東京都26市平均では「13.6%」となっています。

イ. 資金不足比率 下水道事業、競走事業に資金不足額があらみませので、比率は算定されませ。

(2) 各比率の算定方法
 ア. 健全化判断比率
 ① 実質赤字比率

令和元年度決算では一般会計等に赤字額はありませので、比率は算定されませ。黒字額をマイナスで表記した場合の参考値としての比率は、前年度と比較して、決算剰余金の額が減少したことから上がっています。

算定式	$\frac{\text{実質赤字額(ア+イ+ウ)}}{\text{標準財政規模(コ)}} = \frac{\Delta 2,526,063}{54,980,877} =$	参考値	30年度【参考】
		△ 4.59	△ 6.38

② 連結実質赤字比率
 すべての会計を見ても、赤字額があらませので、比率は算定されませ。黒字額をマイナスで表記した場合の参考値としての比率は、前年度と比較して、決算剰余金の額が減少したことから上がっています。

算定式	$\frac{\text{連結実質赤字額(ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク+ケ)}}{\text{標準財政規模(コ)}} = \frac{\Delta 7,501,524}{54,980,877} =$	参考値	30年度【参考】
		△ 13.64	△ 14.73

全会計の決算額

(単位: 千円)

	歳入総額(A)	歳出総額(B)	繰越財源(C)	令和元年度 差引額【(B)-(A)+(C)】	平成30年度
一般会計	105,711,871	103,243,366		ア △ 2,468,505	△ 3,439,579
公共用地特別会計	1,342,644	1,257,735	27,351	イ △ 57,558	△ 57,606
火災共済事業特別会計				ウ	△ 87
一般会計等【実質赤字額】(ア+イ+ウ)				サ △ 2,526,063	△ 3,497,272
実質赤字比率(サ/コ)【参考値】				△ 4.59	△ 6.38
国民健康保険特別会計	23,316,767	23,307,393		エ △ 9,374	△ 143,210
介護保険特別会計	18,000,460	17,440,247		オ △ 560,213	△ 517,954
後期高齢者医療特別会計	5,470,897	5,470,480		カ △ 417	△ 8,463
競走事業特別会計				キ	
下水道事業特別会計	3,355,999	2,980,158		ク △ 375,841	△ 140,821
	流動資産額(A)	流動負債額(B)	繰越財源(C)	令和元年度 差引額【(B)-(A)+(C)】	平成30年度
競走事業会計	6,373,091	2,343,475		ケ △ 4,029,616	△ 3,765,189
全会計【連結実質赤字額】(ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク+ケ)				シ △ 7,501,524	△ 8,072,909
連結実質赤字比率(シ/コ)【参考値】				△ 13.64	△ 14.73
標準財政規模				コ 54,980,877	54,787,416

※全ての会計で歳出と歳入及び流動負債(控除引当金等を除く)と流動資産の差引額がマイナスですので、赤字額はありませ。

(赤字額がある場合はプラス表記になります。)

※黒字額をマイナスで表記した場合の参考値を記載しています。

③ 実質公債費比率

令和元年度においては、実質公債費比率算定の際に分子となる、公債費に準ずる債務負担行為に係る経費が減少したことなどにより、単年度の比率は減少しており、平成29年度から令和元年度の3か年平均でも、昨年度から0.3ポイント減少し2.7%となっており、財政健全化計画を策定する必要となる早期健全化基準は25.0%であるため、大幅に下回っています。

算定式
$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金})(\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})(\text{オ} + \text{ク} + \text{ケ})}{\text{標準財政規模}(\text{カ} + \text{キ}) - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}(\text{ク} + \text{ケ})}$$
 の3か年平均

(単位:千円)

	ア 元利償還金(借入金返済)	イ 下水道事業会計の借入金返済に充当したと認められる繰入金	ウ 一部事務組合等(東京たま広域資源循環組合等)の借入金返済に充当したと認められる負担金	エ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(PFI整備事業費、用地取得に係るものなど)	オ 特定財源の額(市営住宅使用料、都市計画税など)	【分子】 (ア+イ+ウ+エ) -(オ+ク+ケ)	【分母】 (カ+キ) -(ク+ケ)
平成28年度	4,254,145	406,480	71,558	1,320,362	1,458,411	1,833,689	52,636,978
平成29年度	4,184,909	385,675	88,237	758,730	1,493,402	1,251,994	51,125,191
平成30年度	4,135,877	265,981	100,558	1,031,153	1,331,753	1,704,304	52,289,904
令和元年度	4,036,426	256,844	101,928	691,405	1,413,642	1,402,272	52,710,188
	カ 標準税収入額等	キ 臨時財政対策債発行可能額	ク 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	ケ 災害復旧費等に係る基準財政需要額		【元年度】実質公債費比率(3か年平均)	【30年度】(3か年平均)
平成28年度	55,397,423	0	193,083	2,567,362	3.48365	2.7	3.0
平成29年度	53,797,346	0	195,938	2,476,217	2.44888		
平成30年度	54,787,416	0	193,656	2,303,856	3.25934		
令和元年度	54,980,877	0	204,747	2,065,942	2.66034		

※ク、ケは地方交付税算定上の数値であり、計算式の分母、分子から控除されます。

④将来負担比率

市の借入金残高以外に、債務負担行為に基づく支出予定額、下水道事業特別会計の借入金返済に対して将来負担すべき額、一部事務組合等の借入金返済に対して将来市が負担すべき額、現在在職している職員が一斉に退職した場合の退職手当などの将来負担見込額があります。一方、保有している基金、将来歳入が見込める財源、地方交付税の算定上算入が見込まれる金額が、計算上、将来負担見込額から控除されるため、令和元年度の算定では将来負担見込額はマイナスとなり比率は算定されません。

将来負担のマイナス分を表記した場合の参考値としての比率は△69.4%となり、前年度との比較では、充当可能基金の増加や地方債現在高の減少などに伴い、指数としては下がっています。

$$\text{算定式} \quad \frac{\text{将来負担額(ア+イ+ウ+エ+オ+カ)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})(キ+ク+ケ)}{\text{標準財政規模(コ)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(サ)}} \quad (\text{単位:千円})$$

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	(単位:千円)	
	地方債(借入金)の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額 (市民会館・中央図書館複合施設PFI整備事業費、用地取得に係るものなど)	下水道事業会計の借入金返済に今後充当すると考えられる繰入金	一部事務組合等(東京たま広域資源循環組合等)の借入金返済に今後充当すると考えられる負担金	退職手当負担見込額	設立法人(土地開発公社、府中市文化振興財団等)の負債額等負担見込額	将来負担額 (ア+イ+ウ+エ+オ+カ)	
平成30年度	42,279,488	3,509,167	4,239,049	593,770	8,202,512	0	58,823,986	
令和元年度	40,437,749	3,280,977	3,614,647	510,813	8,227,287	0	56,071,473	
	キ	ク	ケ	【分子】 将来負担額 －(キ+ク+ケ)	コ	サ	【分母】 コ－サ	将来負担比率 【参考値】
	充当可能基金 (競走事業運営調整基金、下水道施設改築基金、介護保険給付費等準備基金、災害救助基金などを除く)	充当可能特定歳入 (都市計画税、市営住宅使用料の一部、土地開発公社に対する貸付金の償還金など)	基準財政需要額算入見込額		標準財政規模	算入公債費等の額		
平成30年度	54,062,230	18,908,726	16,555,411	△ 30,702,381	54,787,416	2,497,512	52,289,904	△ 58.7
令和元年度	60,567,448	17,642,370	14,444,181	△ 36,582,526	54,980,877	2,270,689	52,710,188	△ 69.4

※ケ、サは地方交付税算定上の数値であり、計算式の分母からサが、分子からケが控除されます。

イ. 資金不足比率

令和元年度決算において、下水道事業会計、競走事業会計ともに資金不足額がありませんので、比率は算定されません。

【下水道事業特別会計】

算定式

$$\frac{\text{資金不足額 (△375,841千円)}}{\text{事業の規模 (2,787,399千円)}}$$

=

参考値	30年度【参考】
△ 13.4	△ 5.1

「事業の規模」は、公営企業会計の決算統計上の営業収益に当たるもので、特別会計の歳入総額のうち下水道使用料、下水道手数料、一般会計からの繰入金の一部などが該当します。

(単位:千円)

	年度	歳出総額(A)	歳入総額(B)	差引額(A)－(B)	事業の規模	資金不足比率
	平成29年度	3,956,580	4,016,924	△ 60,344	3,179,056	△ 1.8
	平成30年度	3,534,939	3,675,760	△ 140,821	2,735,288	△ 5.1
	令和元年度	2,980,158	3,355,999	△ 375,841	2,787,399	△ 13.4

※歳出と歳入の差引額がマイナスですので、赤字額はあります。(赤字額がある場合はプラス表記になります。)

【競走事業会計】

算定式

$$\frac{\text{資金不足額 (△4,029,616千円)}}{\text{事業の規模 (70,898,254千円)}}$$

=

参考値	29年度【参考】
△ 5.6	△ 5.4

「事業の規模」は、開催収益、場間場外発売事務受託収益、その他営業収益の合計になります。

(単位:千円)

	年度	流動負債額(A)	流動資産額(B)	差引額(A)－(B)	事業の規模	資金不足比率
競走事業会計	平成29年度	1,789,310	4,255,504	△ 2,466,194	59,404,751	△ 4.1
競走事業会計	平成30年度	1,899,853	5,665,042	△ 3,765,189	69,547,511	△ 5.4
競走事業会計	令和元年度	2,343,475	6,373,091	△ 4,029,616	70,898,254	△ 5.6

※流動負債(控除引当金等を除く)と流動資産の差引額がマイナスですので、赤字額はあります。(赤字額がある場合はプラス表記になります。)

(参考) 健全化判断比率等の対象図

